

令和8年度第1回調布市景観審議会議事録＜確定稿＞

日 時 令和8年7月31日（金曜日）

開会 午前10時00分 閉会 午後12時00分

場 所 調布市役所 市長公室

議 事

諮問1 景観計画の改定について

報告1 景観計画関連の改定について

報告2 景観まちづくりの取組について

出席委員

1 条例第25条第2号委員（5名）

後藤 春彦委員、椎原 晶子委員、石川 初委員、杉山 朗子委員、
上林 典子委員

2 条例第25条第3号委員（1名）

藤山 三冬委員

○事務局（熊代課長補佐） 皆さん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回調布市景観審議会を始めさせていただきます。

本日は御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、これより次第に沿って進行してまいりたいと思いますが、まずは資料の確認をお願いいたします。なお、事前資料に修正がありますので、本日のものに差し替えさせていただきたいと思います。

本日机上に配付いたしました資料でございますが、委員名簿、諮問資料一式、報告1資料一式、報告2資料一式がございます。そのほか、机上資料としまして、調布市景観計画、調布市都市計画マスタープランほかの冊子を配架させていただいております。

以上の資料がお手元におそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、後藤会長、よろしくお願いいたします。

○後藤会長 おはようございます。最初に、定足数について事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局（熊代課長補佐） 本日の審議会は、欠席4名、出席6名ですので、調布市景観条例第29条に規定されております定足数に達しております。

以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。定足数に達しているということですので、審議会を進めてまいりたいと思います。

審議会に先立ちまして、本日の審議会について、調布市景観条例施行規則第37条に基づき、非公開とするべきかお諮りしたいと思います。

本日の内容は、次第のとおりでございます。特段、非公開とする理由がないと思われます。公開ということで御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

また、本日の傍聴者の定員でございますが、会場の広さを考慮して5人と定めさせていただきました。

それでは、本日の審議会について公開とし、傍聴希望者の入場を承認したいと思います。傍聴希望者につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局（熊代課長補佐） 傍聴希望者はありません。

○後藤会長 それでは、審議会を開催いたします。

本日は、11時50分をめぐりに進めてまいりたいと思います。議事の進行につきまして、御協力をお願いいたします。

それでは、諮問第1号の議題について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（熊代課長補佐） 諮問第1号「景観計画の改定について」であります。

提案理由です。調布市景観計画に関しましては、調布市景観計画（案）について、調布市景観条例第8条第2項の規定において準用する第7条第4項の規定において準用する第7条第3項の規定により諮問するものでございます。

以上でございます。

○後藤会長 それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○小笠原主任 それでは、景観計画の改定について御説明いたします。

まず、諮問の資料セットからスケジュール資料を御覧いただければと思います。改定スケジュールについてと記載されている資料でございます。

昨年度第3回景観審議会において素案の承認をいただいた後、5月1日から6月1日までパブリック・コメントを実施してございます。また、5月22日金曜日と23日土曜日に、調布市景観計画改定、市民検討会、オープンハウス形式開催概要、こちらの資料のとおり計画改定に係るオープンハウスを実施いたしまして、計画素案の説明とパブリック・コメント実施に係る周知を行ってございます。

オープンハウスにつきましては38人の参加がありましたけれども、パブリック・コメントにつきましては、配付のパブリック・コメント案のとおり1件の御意見がございました。内容につきましては、計画に障りないところとなりましたので、その後、計画案を作成してございます。

スケジュールに戻りまして、スケジュール一番下の行ですけれども、7月17日に景観法第9条第8項の規定により準用する第9条第2項の規定によりまして、都市計画審議会において諮問させていただいております。審議結果につきましては、原案のとおり了承をいただいております。本日の景観審で御審

議いただいた後に8月改定、周知期間を経て9月1日施行を目指しております。

続きまして、前回の意見と反映の資料をつけておりますけれども、こちらについては前回の第3回審議会における御意見とその反映方針についてでございます。主な反映の状況につきましては、次の計画案そのものの説明の中で御覧いただければと思います。

それでは、計画案資料を御覧ください。冊子の計画案の資料になります。計画全体の概略を説明させていただきます。

まず、表紙から3回めくりました目次の次にあるページ、左上に調布市景観計画の構成と書いてあるページをお願いいたします。この計画の構成ですけれども、三部構成とし、第Ⅰ部が総論、第Ⅱ部が市民向け、第Ⅲ部が事業者向けの構成としてございます。現行計画では、景観法に基づく届出制度を中心とした事業者視点の構成となっておりますが、今回の改定では、広く市民への景観への理解促進や啓発のため、計画の構成を改めるものです。

2つめくっていただきまして2ページの第1章です。景観や景観計画に関する基本的な事項を掲載しております。1—2では、景観計画改定の背景と目的を記載しております。この1—2の真ん中に対応すべき新たな事項を記載しております。1点目、2点目につきましては、主に景観形成推進地区における一部区域の追加として反映してございます。3点目、市民意識の変化やICT技術等の進展への対応については、主に第Ⅰ部の第4章において届出対象となっていない夜間照明や窓面広告等についての景観上の考え方を示してございます。

めくって6ページですけれども、第2章、景観の特性と課題については、どのような要素が調布市の景観を形づくっているか説明をする章です。

9ページ、折り込みを御覧ください。市全域の地形や景観、構造が立体的に分かるものとして、デフォルメではありますけれども、鳥瞰イラストを掲載し、前回審議会でもいただきました市役所の表記ですとか、国領駅の高層ビルのスケールを合わせるなど、御意見のとおり修正を依頼しております。

その裏面ですけれども、表面の補足として深大寺、崖線の坂、川、里山、春の桜や秋の夕景、春寒の景観、遠景、近景と様々な調布市の景観の表情を選定して、写真で表現してございます。

11ページから2—2、景観の特性と課題として、市の景観特性を5つに分

けて紹介してございます。

飛んで22ページから第3章、景観まちづくりの基本目標と方針になります。こちらは現行計画を継承するものとしております。

次の24ページから26ページでは、景観区域の設定について記載してございます。

26ページですけれども、景観形成推進地区について説明をしておりますが、さきの1-2における対応すべき新たな事項のとおり、市内の開発動向に伴う変化や都市マスの見直しなどに伴い箇所を追加などをしており、水におきましては仙川沿線。道では、飛田給駅に接しているスタジアム通り及び市道C26号線、国領駅から調布駅の鉄道敷地に接する敷地の沿道地区、通称ちょうふぼっぱみち。そして駅では、調布駅、京王多摩川駅、国領駅の区域の見直し。農では、布田駅付近の染地・布田周辺地区、北端のほうの深大寺北町、深大寺東町周辺について地区の形を新たにしております。

27ページにつきましては、各地区の方針ですとか基準に基づいた届出制度によりまして、一定規模以上の建築物の建築や開発行為等の誘導を図っていることを示してございます。

28ページ、次のめくっていただいた第4章では、1-2における対応すべき新たな事項で見たとおり、届出対象となっていない窓面広告等についての景観上の考え方を示してございます。

また、34ページ、第5章から景観重要資源の内容になりますけれども、36ページを御覧ください。36ページでは、真ん中の景観法における樹木について追加しておりまして、単体の木だけではなく、樹群についても対象となることを明記してございます。

総論、第I部の説明については以上です。

続いて、第II部について、40ページを御覧いただければと思います。市民向けとしての各地区の説明がここから入ってまいります。

次の41ページですけれども、例えば深大寺の重点地区となります。各地区同様の構成になりますが、位置と概要、そしてめくった次のページに景観形成の目標と方針を示しております。事業者向けの第III部におきましては、この地区に関する一段細かい景観届出で参照する景観形成基準について掲載をする構

成となってございます。

飛んで71ページを御覧ください。第7章、学校区別の景観まちづくりについてですが、これまでの景観計画を継承しまして小学校区に着目し、校区ごとの景観資源図を作成しております。景観資源図につきましては、20校区分の小学校区ごとに、地域にどのような景観資源があるのか、それについて地域や事業所の間で共有し、景観への理解、関心を深め、市民や事業者自身が景観まちづくりに興味を持っていただき、進めていただくための資料として、小・中学生アンケートを踏まえて、市民検討会での検討により作成をしてございます。

右側の地図になりますけれども、標高について、以前は緑色で表現しておりましたけれども、緑地などと混同してしまうおそれがありますので、茶色のグラデーションに改めてございます。また、右下にスケールの追加を行って、各地区の分かりやすさをアップデートしてございます。

飛んで93ページを御覧ください。第8章、共創による景観まちづくりとなります。市では令和8年5月に調布市みらい共創ビジョンを策定したことを踏まえまして、(2)共創による景観まちづくりの目指す姿を追加してございます。

また、次の94ページから景観条例等によらない景観まちづくりの取組についてもまとめております。

第Ⅱ部は以上となります。

続いて、103ページ以降の第Ⅲ部につきましては、事業者にとってもより分かりやすい案内となるよう修正をかけております。

107ページを御覧ください。フローになります。市の届出については、大きくは比較的大規模の左の開発事業と、右側のそれ以外のフローに分かれます。まずは左上の事前協議書から始まりますけれども、事前協議の時期は、下の欄外に※2としてございます届出の30日前まで、または開発事業事前協議書の提出、行為の内容を変更することが可能な日のいずれか早い日までとしてございます。

左上の枠に戻りますけれども、この事前協議書提出の後、景観アドバイザー等の意見を踏まえまして、真ん中の届出の提出に進みます。届出の時期につきましては、関連する手続によりまして届出時期が決まっておりますけれども、

例えば建築確認申請を要するような行為でありましたら、その申請の30日前まで、そういったものがなければ行為着手の30日前までとなります。

フローの下のほうで、行為の着手が完了しましたら完了報告をして、直接記載はありませんけれども、完了検査を行って終了となります。

108ページ以降の第10章につきましては、届出において使用する具体の基準等の記載になります。

計画の説明は以上となります。今回の本審議をもちまして、改定計画として取りまとめさせていただきたいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

また、最後に概要版をつけてございます。概要版を御覧ください。こちらにつきましては、計画改定について説明するオープンハウスにおいて展示したパネルを基に作成してございます。

12ページですけれども、ほぼ全ての章にわたり内容を網羅している形になってございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**後藤会長** ありがとうございます。ただいまの御説明を受けて討論に入りたいと思います。御意見、御質問のある委員、いかがでしょうか。はい、杉山委員どうぞ。

○**杉山委員** 大変恐縮なのですが、中身ではなくて、開けた途端に文字が小さくて見えないというのは大変気になります。例えば、2ページのブルーで囲われた景観というところの下「眺められる対象が眺める主体である人の目に映った際に、その人が受ける印象など」というように書かれているのですが、私、子どもの頃からずっと近眼だったものですから、こういう小さな文字は非常に気になります。

例えば、11ページの一覧表の黄色い丸の中の文字もやはり小さいと思います。15ページもそうだし、15ページの景観の課題というところは、ここでは一番重要な内容なので、やはり文字の大きさ等々、53ページ以降のキーワードも小さくて、せっかくのキーワード、それぞれ枠の中のものがあるし、107ページの※印の項目の文字も小さい。

前の計画より若干盛りだくさんになったのかな、丁寧に書かれているのはと

てもいいことなのだろうと思います。ちょっとこの辺りの文字構成というか、デザイン寄りの話で大変恐縮なのですけれども、読みやすさということで、少し文字の大きさ等々、それから、色のコントラストみたいなことでも見やすいかどうか、内容ではなくて本当に恐縮なのですけども、その辺りはお願いがございます。それが気になってしまって。よろしくお願いします。

○後藤会長 ありがとうございます。私も文字が小さいというと第一印象を持ちましたけれども、事務局いかがでしょうか。

○塚田担当課長 御指摘ありがとうございます。スペースの関係はございますが、見やすさに配慮し、もう一度できる限り見やすくしたいと思います。

例えば2ページの字については、ちょっとぼやけた感じがするので、くっきりすることで見やすくなるかと思うので、できる工夫を考えた上で反映したいと考えております。御意見ありがとうございます。

○杉山委員 よろしくお願いします。ありがとうございます。

○後藤会長 確かに本文の文字のフォントを大きくするのと、図中の文字は、もう一度打ち直したほうが読みやすくなる部分もありそうですね。せっかくここまで作業を詰めてきたので、その辺りも丁寧に確認して仕上げていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。上林委員。

○上林委員 10ページの市内の魅力的な景観の写真の並べ方なののですけれども、何か配置に理由とかはあるのですか。というのも、私が気になったのは、魅力的な景観ということで、季節を非常に重視して、花火だとか桜の春だとか夏だとか秋だとかというところを意識していらっしゃると思うのですけれども、このページから見ると夏のものが最初に。春から並べたほうがすっきり入るのではないかというところがあって、ほかに配置の理由として別にあるのだったらいいのですけれども。

○後藤会長 いかがでしょうか事務局。

○小笠原主任 配置につきましては、もともとの写真素材の形というところも1つ制限として入ってまいります。景観の時期として、夜から夕景、昼といった流れ、あるいは東西南北で並べるとか、そういった様々な基準が入ってくるかと思います。ただ、今回につきましては、市の魅力的な景観といったところで、まず一面として目を引くものとしたいといったこともございました。そ

の中で色が片方1か所に偏ることなく、いろいろな視点で見えていただけるもののほうが楽しいかなというところもございまして、このような配置とさせていただきます。

検討の中身としましては、例えば深大寺の地区ですとか、その横に多摩川があるといったところで、多摩川については、方位的には一番南であるべきなのですけれども、色のついた写真を割と下のほうに持ってきてございます。上のほうが眺めの良いようなところで配置されているかと思います。

色相ですとか、もともとの写真の素材の制限の中で、ちょっと工夫をしながら配置したのが実情でございますけれども、おっしゃっていただいたとおり、いろいろな時系列ですとか方位ですとか、そういったところでの配置も検討はさせていただいたところです。

○上林委員 分かりました。ありがとうございます。

○後藤会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。藤山委員、どうぞ。

○藤山委員 事前の御説明でもちょっと申し上げたのですが、9ページのイラストです。大変かわいらしくて分かりやすいと思うのですが、等高線の部分の表現が目立って、何かこういうグリーンベルトがあるのかなというように誤解を受けるかなと。例えば、特に気になるのが調布駅のところ、ふによふによと緑のラインが蛇行して通っているのですが、これが最初、何の意味か分からなかったのですが、地図上の等高線がたまたまここを通っているということなのですね。

地形を表現するということにこの地図自体が重きを置いているのだらうと。地形が分かる調布マップとは書いてあるのですが、等高線の線自体は、たまたまそこにあるということなので、こういう崖状になっているわけではないですよ。なので、この辺の表現をもう少し、二重の線で崖状に表現されているところがちょっと強いのかなと、見ていると気になったのが1点です。せめてダブルの線の部分をもう少しぼやかすとか、何か凡例みたいなものをつけるとか、何か工夫があると誤解がなくていいかなと思ったのが1点。

次のページ、先ほどの写真のところなのですが、大変すてきな写真を集めているのですが、全くここに登場しないエリアについて、その

地域の人からするとがっかりするとか、そういうこともあるかなと思ったりもしました。特に仙川がここには全然登場していないので、仙川の駅周辺なども魅力的な空間が大分形成されてきているので、あちら側の写真も何か1個ぐらい入るといいなと思ったりしました。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○塚田担当課長 まず9ページの鳥瞰図的なところでございます。委員御指摘のとおり、調布駅の近くにあるこの帯は、別に崖ということではなくて、等高線をイメージしています。ただ、これについては調布駅周辺だけではなく、西調布駅周辺、それから飛田給駅周辺にも同じような形で帯のようなものがあるかと思います。これは1つの崖と見るというよりは、左から右、西から東のほうに緩やかな傾斜になっていると捉えていただければと思います。

○藤山委員 それは十分分かるのです。よくよく考えるとそうなのですが、でも、そうしたら、その解説がないと、これはたまたま等高線がここにあるからこういうラインがあるということが書いていないと、見る人は気がつかないかなと。ちょっと工夫として何かないかということです。国分寺崖線とか布田崖線のところにラインがあるとすごく分かりやすいのですが、そこ以外の緩やかなところに対しての表現として、もう一つ何か配慮があるといいのかなと。

○後藤会長 もう一つ、仙川の写真がないというのはいかがでしょうか。

○塚田担当課長 まず、等高線のほうの工夫、ちょっとこのページ自体に直接というのは難しい面もあるかもしれませんが、別のページにでも、そういったところの補足ができるかどうか、もう一度検討できればと思います。

10ページの写真につきましては、委員御指摘のとおり、調布の特徴のあるところはたくさんあるので、我々もどれを選択するか非常に悩んだところがあります。ここについては、あくまでその中の代表的なものをピックアップして載せています。ほかの優れた地域の景観等については、この後のほうにある地区別のところに写真等も載せているということで、本当は全部載せたい思っているのと御理解いただければと思います。

以上です。

○後藤会長 よく見ると気になり出しますね。

○杉山委員　　ちょっとそのところで質問なのですけれども、野川の付近が一番低いということなのですか。グリーンは地形的に高いのですよね。それで、低いのが黄色。多摩川沿いが低いようだけれども、ここの崖線というか、ちょっとずつ下がっていつているのは、調布は野川のところが一番低いという地形なのですか。

○塚田担当課長　　まず、国分寺崖線よりも北側が高くて、その下の、要は薄い黄緑的なところがもう一つの盤で、そのさらに下が黄色の盤という、そのような大きく3段の地形になっています。

○杉山委員　　でも、そこにわざわざこうやってあるではないですか。この今言ったくねくねした帯みたいな。というのは、左から、少しずつ下がるということでしょう。

○塚田担当課長　　そのくねくねですけれども、例えば9.9センチのところが1メートルになりましたというところに等高線が入るとすると、そのような形になってしまいます。なので、1か所この帯のところだけを見るのではなく、黄緑色の盤の全体が西のほうから東に緩やかに下がっているような傾斜。分からない範囲ですけれども、数字上はそうなっているという表現です。

○杉山委員　　そうですね。そうすると、さっき質問したように、野川付近が一番低いということなのでしょう。

○石川委員　　どこの話ですか。どれ。

○杉山委員　　ここ。こう下がって……

○石川委員　　これが野川ですよ。

○杉山委員　　そう。こう下がってくるじゃない。野川とここに書いてある。こう下がって、こっちはこっちで下がってきて、ここが一番低いということ？

○石川委員　　いいえ。こっちのほうが低いです。

○杉山委員　　黄緑の中でということ。

○石川委員　　黄緑の中ではここが一番低いですね。

○杉山委員　　どこが低いの。

○石川委員　　ここ。

○杉山委員　　ここね。

○石川委員　　そう。ここは多分こっちと同じ高さ。

○塚田担当課長　　すみません、分かりやすいのが7ページにございました。7ページを見ていただけると、野川は真ん中の段に流れているので、そこが一番低いとかということではなく、これでイメージできるかなと思います。

○石川委員　　これ、地形模型を基にして書いてくださっているからこうなっているのだと思うのです。地形模型の等高線を積んだものをそのまま絵にされている。本来、まちの地面が緑色なわけではないので、そこは地形図として書いてあって、その上にこれが書いてあるから、これを空撮のように見えてしまうと、いろいろと誤解が生じるということだと思うのです。

それで、私は、個人的には今まで見たこういう鳥瞰図の中では、地形がここまでばっちり表現されているのはなかったもので、いいなと思うのですけれども、ただ、たまたま緑色が選ばれているので、駅の近くを緑道が走っているみたいに見えなくもないから、何か色の調整とか線の弱さとかをレタッチで調節できるのだったら、確かに少し弱めてもいいかもとは思いました。

○椎原副会長　　コンタ模型のような形ですね。

○後藤会長　　そうなのですね。

○杉山委員　　昔、この委員会でも、崖線ではないですけども、こうなっているとところの住宅をみんなで見学に行って、そこはあまり住宅が建て込まないようにしましょうねみたいなことを、市の方たちも皆さんそういうお考えだったというのもちょうと頭に残っているものですから、調布市内には崖線があるという印象が実はかなりあるのです。だから、それが描かれてしまったのかなと思ったりしたので、でも、こんな少しなのですよというのだったら、本当に細くして。ちょっと色の濃淡みたいな。

○寺田課長　　多分、図がのっぺりすると地形がよく分からなくなってしまうというところで、本来は緩やかに上がっていったという状況ではあるのですけれども、図上でのっぺりしたものだと、なお一層地形が分からないという状況になってしまうので、ある程度。これは石川先生のところで作っていただいた模型も参考にしながら、いいところでアクセントをつけてやっていただいている内容でして、実は、この図については昨年度の委託の中で作っている状況でして、なかなか修正が難しい。先ほど課長が申したとおり、どこか付け加えたり……これは別のところに委託をかけている内容で、これからというのは

なかなか難しいので、違う表現にできないかと。

○杉山委員　　そうですね。例えば、景観特性という6ページの全体の説明を文章で書いているではないですか。文章で表現できるかはちょっと微妙なのだけれども、中心部などもこの辺が少し高いですよとか……

○寺田課長　　ちょうど8ページが今真っ白なので、何かしら入れられるとすると、ここに少し補足的なところを入れられるかなとも思って、そこは工夫というか調整させていただければと思います。

○杉山委員　　そうですね。このほうがいいか。文章とかね。

○藤山委員　　去年の契約でやっているからと言って、でも著作権は調布市にあるのですよね。

○寺田課長　　そこが難しいところでして、今ここに黒木ユタカさんというサインが入っていると思うのですけれども、これは少し作品の部分があって、正直言って著作権の話からすると、完全にうちが……

○藤山委員　　レタッチとかしてはいけないということですか。

○寺田課長　　うちが勝手にいじるのは無理なので、それに修正をかけようとする、再依頼というところも出てくる状況なので、ちょっと。

○杉山委員　　そうですね。文字が小さいからなど言ってもね。

○寺田課長　　縮尺を大きくしたり切り取ったりというのはオーケーをいただいているので、そういうところでは自由に使えるのですけれども、これ自体をいじるのが今なかなか難しい状況なので。去年段階では、いただいた内容を反映させていただいたという状況ではあるのですけれども。

○後藤会長　　石川研究室で作った模型というのは、例えばここに掲載できますか。

○寺田課長　　左手にですか。それは写真でできると思います。

○後藤会長　　著作権は、いかがですか。

○石川委員　　いや、著作権は全然（笑声）。

○寺田課長　　そういったことも含めて。

○後藤会長　　だから、地形のうねりや傾斜が理解できるように、模型写真などをここに掲載するのもいいかもしれません。

○寺田課長　　ちょっと8ページを工夫させていただくという形で。

○小笠原主任 オープンハウス資料の7ページに模型の写真が。

○後藤会長 先ほどのこれですね。

○椎原副会長 これがコンタ模型に写真を貼ったものなのですね。これだと白く帯に見えているところが、こっちの絵だと緑になるから、緑の崖がところどころあるように見える。

○石川委員 これはそのまま立体に描いているのですね。

○後藤会長 これは逆に、もうちょっと右から撮った写真のほうが良いのではないのでしょうか。

○寺田課長 模型はあるので、それをどう写すかという。

○後藤会長 模型は保管されているのですね。

○寺田課長 はい。常時ありますので、写し方を含めてちょっと。

○椎原副会長 凡例として、この緑のほうにある段差——段差ではないですけども、こんなはっきりした段差があるわけではないですが、地形を表していますみたいな、左側の白紙のページに解説をつけると若干疑問が解決する。

○藤山委員 そうですね。せめて解説があったほうがいいように思うのと、やはりこれを見たときに、コンタがもっとたくさんあるところと、たまたまここに等高線が出ましたみたいなところの表現の差が少ないということですかね。

○石川委員 問題は黄緑色のところの縦のコンタだけ。

○後藤会長 そう。

○石川委員 惜しいな。

○後藤会長 そうなのですね。

○塚田担当課長 8ページを活用した何らかの補足説明のところで工夫できればと思います。

○後藤会長 そうですね。写真か文字か。ありがとうございます。ほかにかがでしょうか。椎原先生、どうでしょう。

○椎原副会長 ありがとうございます。とてもいい写真を選んでいただいたりしているので、先ほど御指摘いただいたような、A4のこのサイズで発行されていくので、字が少し小さいところは見えやすくしていただくなどの工夫は……でも、すごくぱつぱつに入っているので、大きくするのも大変そうなのですけれども、少し配慮いただけたらと思います。

でも、これはきっとホームページ上でPDFでも提供されるのですよね。それで見分には大きくできると思うのですが、見やすさとか、できる範囲で御検討いただければと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。石川先生、どうですか。

○石川委員 これも見てくれの問題で恐縮なのですが、届出のフローを今回変えるというよりは、今後こういうフロー図に関して、もう少し易しいというか、どういう手続がどのように進んでいくみたいなものが、もうちょっとビジュアルに表現されているといいなと思いました。

ここまで中身があって、景観計画の趣旨とか、実際にどういうことを目指しているかということをつかった上で、つくられていくときのマニュアルはこれ1枚なので、もうちょっと見開きになっていて、自治体さんによってはイラストが入っていたりするものもあったりして、運用されるところの手続の流れが可視化されていていいのかなと思いました。

これはサンフランシスコのパークレットといって、駐車場を一時的に公園みたいにするための手続のフロー図なのです。ここで誰が何するみたいなことがビジュアルに書いてあって、ここまでやらなくてもいいと思うのですけれども、魅力的に見えるといいと思うのです。窓口に行って手続しなければいけない感があまりないほうがいいと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。確かに9章は3ページしかないから、もうちょっとページを取ってもいいかもしれない。

○椎原副会長 確かに。前は事業者さん向けにこうした手続をはっきりさせるというところが目的だったと冒頭で伺ったのですが、今回は市民の方にも親しんだり、自分の家を建て替えるときに参考にさせていただいたりするものだとすると、取りつく島という大変ですけども、やってみようとか行ってみようとか、そういうフレンドリーさみたいなものが、9章になると急に難しいみたいな形になってしまうので、ほかの届出物の御案内とか、市内でもほかの事業でイラストつきみたいな届出の流れみたいなのがあったら、少し参考にされたりして、市民の人にこのように景観を整えていくのを市が手伝ってくれるのだというのを分かる流れのページなどがあるといいのかなと思います。

○石川委員 あと、プロがやっていることでも、市民の人が、景観のコント

ロールをどのような手続でされているのかというのを理解してもらおうという趣旨もあるかなと思います。

○後藤会長 どうぞ。

○塚田担当課長 御意見ありがとうございます。そういった手続とかフローに関係するものにつきましては、この計画でも表示してございますが、別で手引きとかガイドライン等でその詳細を示したもの等もございます。今日の別の報告のところですけれども、今ある手引き、ガイドラインについても、今回の計画改定に合わせて見直したところも、お時間の中で御説明させていただく予定でございますので、そこで工夫できるものについては、また御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○後藤会長 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

○杉山委員 そこ絡みで、まだしつこく恐縮ですけれども、第8章などでも共創による景観まちづくりということもあったり、割と広告等についても触れていたりしますよね。屋外広告物とか。そうすると、届出制度のところ、東京都内23区の中では、屋外広告も届出してもらおうという行政もあるのですよね。

駅前と農と大きく4つに分けていましたよね。形成重点地区とは書いているけれども、そういうのが届出制度のときにも何か重要ですよみたいなことも、105ページとか106ページのところとか、図にして107ページでも、せっかく4つの見え方を分けていたりするから、それに配慮してくださいねみたいなことに触れておくとか、出し方のときの心構えではないけれども、これ、事前は本当に500平米以上の開発行為のみなのですか。

○塚田担当課長 ここに記載の基準でございます。

○杉山委員 ですよね。だから、区域で多摩川沿いだとかいうことも注意しようとか、そのようなことには全然触れないで、この数字でというと、意外と500㎡だと、この数字だとかなり申告しなければいけないですかね。その辺りが、私、アドバイザーをやらせていただいたりしていると、多摩川沿いなのにこんなの建ててくるんだみたいなのがずっと出てくるのです。だから、せっかくさっきの地図でこのように考えて、崖線のほうはこうしようとか、いろいろ語ってきているのだけれども、実際のこういうときに気をつけてねみたい

な前段というか、そういうことが少し語られていないかなという印象で、急に簡単に届出してねという感じになってしまっている構成ではないかなという感じはちょっとしました。ページが少ないという意味ではないのですけれども、いかがかなと思ったりしました。

○後藤会長　今の御指摘は10章……

○杉山委員　屋外広告のことについても緑についても、8章でいろいろ触れていますよね。

○後藤会長　先ほどのフロー図もそうですが、Ⅱ部とⅢ部の性格をはっきり分け過ぎてしまったということなのかな。

○石川委員　窓口が変わったみたいな。

○後藤会長　そうね。

○杉山委員　今の会長のお話を聞いていると、先に色彩基準10—1を建築物等における色彩の基準で出していらっしゃるけれども、逆に10—2の景観形成重点地区で建築物の新築等と、こっちを10—1にして、色は後にしたら。色が先に置いてあるから、何だか、えっと思ってしまったりしませんかね。ざっくりと、建築物の新築等ということで一般地域とかに分けて景観形成基準に全部触れていますよね。だから、そこまで農とか道の景観形成とか、その一覧が全部終わった後に色彩基準の細かいのが来たほうがいいということはないですか。構成としてどうですかね。細かいのから先に来てしまっている感じになりはしないかなと思ったのですけれども、どうですか。

○後藤会長　もしそうすると9章と10章もひっくり返したくなってくる。

○杉山委員　そうでしたか。構成がちょっと分かりにくいのかな。

○後藤会長　何か1ついじり始めると、がたがたと石垣が崩れていくみたいな感じになってしまうのだけれども、Ⅲ部にⅡ部からの接続性を少し持たせたいならば、今御指摘いただいたように景観重点地区、推進地区、一般地域というところから説いていって、色彩の基準をやって、届出と事前協議というの、つながりだけを考えると悪くはないような気がするのだけれども、今、Ⅱ部とⅢ部の間に大きな断層が走っているということですよね。ここにブリッジを架けるかどうかということですよね。内容がどうのこうのではなくて、編集の話なのですけれども。9月には日の目を見ないといけないので、スケジュールと

の関係もあると思いますけれども、いかがでしょう。

○小笠原主任 一応3部構成ということで、今回、従来の届出ベースであった現行の計画に、逆に市民向けが入ったような形になっておりまして、それぞれⅠ部、Ⅱ部、Ⅲ部で対象とする人が違うという前提で、色を大きく変えているというのはございます。

先ほどのフローなど、それぞれの案内につきましては、今手引きですとか、そういったところでさらにその段階段階でどういったフローをたどるのかといったところは入れさせていただいている、現行で走っているものなのですから、それは継続していくところになります。

10章の最初の色の配置につきましては、色彩の基準がそれぞれの地区で景観形成基準はあるところで、各景観形成基準に対して、その事業者がそれぞれ配慮事項を書いていくといった届出内容ではあるのですが、色彩については、比較的明確な数値基準があるといったところで、全地区に共通してわたる部分になります。ですので、一番最初に配置をして、まずこれを見てから、その次の各地区に進んでくださいといった配置になってございます。

○後藤会長 それはよく分かります。藤山委員、先ほど何か御意見あるようでしたので。

○藤山委員 ちょっと話が戻って恐縮ですが、この小学校区のところの表現で幾つか気になったところがあって、今さら言ってもということなのですが、1つは、76ページのつつじヶ丘駅の滝坂小学校区を見たときに、つつじヶ丘駅の北側のほうに緑の丸が目立つ感じでぽんとあるのですが、これを引っ張ってあるのが崖線周辺の緑あふれる環境となっていて写真があるのですが、何かこれはこの位置で合っているのですか。この辺はそういうイメージがあるかなというのが、全体の駅周辺のところを見ても……

○石川委員 これは位置が間違っているんじゃない？

○後藤会長 そうだね。

○石川委員 普通にただ間違っているだけの気がしますね。

○藤山委員 何かずれてしまったか。

○後藤会長 実篤公園の下とか、あの辺だね。

○藤山委員 のほうだったらまだ分かるのですが、甲州街道との間の

ところに何かこのように目立つ丸があるのが。

○石川委員 前からここにあったっけ。

○藤山委員 なぜだろうというのが。

○後藤会長 これは明らかに間違いのような気がします。

○塚田担当課長 確認をさせていただきます。

○藤山委員 それと、80ページの若葉小学校のほうだと、崖線辺りの雰囲気がよく分かる感じなのですが、ここから連続する滝坂小学校の、実篤公園が一番南東にあるか北側にあるかという位置の関係なのですが、こっちの滝坂小学校区のほうでは、崖線辺りについての表記が、先ほどの崖線周辺の緑というのがもしかしたらずれて、こっち側だったのかもしれませんが、崖線の周辺についての連続的な表現がないのが、やや腑に落ちない感じがするというのがあります。

あわせて、同じような話としては、布田崖線に関して、これは前々から私のほうで言わせてもらっているのですが、85ページの杉森小学校のところに、羽毛下通りで桜と緑の点々が一部には表現されているのですが、布田崖線というのはずっとつながっているのですよね。つながっているのですけれども、なかなか表現されないのが残念というのがあります。杉森小学校のところは、まだ多少あるのですが、89ページの布田小学校のエリアについてはほぼ何も触れられていない。ここもずっと崖線の緑が残っている貴重なエリアなのですよね。もっと西のほうに行ってもずっと少しずつ残っているのです。

そういった地域資源については、基本的には市民検討会での御意見が中心だというのはもちろん分かっているのですが、崖線に関しては、地域資源として何か少し表記があってもいいのかなと。国分寺崖線、布田崖線の両方とも連続した表記があったほうがよりいいのかなと感じました。

やはり先ほどのは間違いですかね。だとしたら、全体的に位置が間違っていないかはチェックしていただいたほうがいいかもしれないですね。

○後藤会長 ありがとうございます。各地図の凡例の中に国分寺崖線という凡例がありますよね。これが薄い緑のハッチなのだけれども、薄い緑のハッチの使い方が本当に国分寺崖線になっているかな。面的に薄い緑のハッチがかかってしまっているところもあるし。

- 藤山委員　　そうか。これが表記になってはいる。
- 後藤会長　　いや、だけれども、国分寺崖線でないところも。
- 藤山委員　　分かりにくいのですかね。
- 後藤会長　　例えば 87 ページは、すごい面で緑の斜めのハッチがかかっているけれども、これ誤りではないですか。これ全部、国分寺崖線と言うの？
- 藤山委員　　76 ページとかは、国分寺崖線はつつじヶ丘の西側にあるのですか。
- 石川委員　　これ、何か地区のエリアになっていますよね。
- 後藤会長　　そう。
- 石川委員　　だから、国分寺崖線のエリアでない何か別のものを塗っているんじゃないの？
- 藤山委員　　つつじヶ丘の……若干段差、あそこ下がってはいますよね。あそこも国分寺崖線……
- 石川委員　　いや、でも、品川通りを国分寺崖線と呼ぶやつはいない。それは間違っていると思います。87 ページの柏野小は国分寺崖線ではないので、これは何か間違ってしまったのだと思います。緑のハッチは、ちょっと見直したほうがいいと思います。
- 後藤会長　　全面的に。それと同時に、どうせ国分寺崖線を示すなら、もうちょっとはっきりした表記にしましょう。
- 藤山委員　　守るべきすごくいい特徴だということなら、もうちょっとはっきり書いてもいいのかなと。これの使い道として、小学生とか、そういう方たちにまちのことを知ってもらおうということであれば、なおさらそうかなと思いました。
- 後藤会長　　ありがとうございます。非常に重要な御指摘というか、これはぜひ修正いただかないと子どもの教材にならないので。ほかに。
- 石川委員　　これ、あれか。国分寺崖線景観形成重点地区と指定されているところが塗られているんだね。
- 後藤会長　　都の。
- 椎原副会長　　エリア全体にかかっているのですね。
- 石川委員　　43 ページにある重点地区の色分けを各景観資源図に。

○後藤会長 そういうことですね。

○石川委員 だから、つつじヶ丘駅の西側に出てきてしまったりする。

○後藤会長 東京都景観計画の国分寺崖線地区を図示している。

○石川委員 そういうことですね。

○後藤会長 では、それ自体は誤りではないけれども、それを国分寺崖線と書いてしまうと違うよね。

○寺田課長 崖線を、いわゆる結構見やすい地図に落とし込むと、どこが正確かというのがすごく難しくて、それをしっかり正確にと言われてしまうと、なかなか書けなくなってしまうというのがたしかあったので、それを踏まえて今、そういう状況にはなっているのですが。

○石川委員 何かぼやかしてもいいのではないですか。

○寺田課長 ぼやけた感じであれば、何となく。

○石川委員 というか、少なくとも景観資源図だと崖線が崖線と言われていないと。地区は制度の問題なので。

○後藤会長 それはここに書いてあるように、低地側は崖線と低地の境界からおおむね360mまで、台地はおおむね80mまでを帯状に塗っているから、こんなの崖線ではないと言われてしまうところも、360mの中に入っていれば塗られてしまう。

理由は分かったのだけれども、小学校区ごとの図に都の景観計画の国分寺崖線地区を示すよりは、そこにはこれぞ崖線だと子どもたちが認識できるところだけ、もうちょっと分かりやすい表現で示すことはできないか。

○石川委員 基盤地図に景観の基盤が描かれているという意味であれば、市民の人から出してもらったものと矛盾しないと思うので、国分寺崖線と立川崖線のところだけ、ぼやっと色をつけて、それぞれそのように凡例を書けばいいのではないですか。

○寺田課長 ちょっと確認とどのような工夫ができるか検討をさせていただきます。

○後藤会長 ありがとうございます。とても大事なことです。ほかにいかがでしょうか。

○石川委員 今気がついたのがすごい。

○藤山委員 何かちょっとうるさくてごめんなさいなのですが、細かい話で大変恐縮ですが、83ページの北ノ台小学校のところで、写真で三角屋根の家というのがあって、これが北欧風のデザインと三角屋根がすてきな家ということで、こだわりある工夫が魅力的な街並みをつくり出していますということなのですが、唐突に北欧風デザインのおうちが1個ぽつんとあるのではないかとイメージするので、そのときにこれが魅力的な街並みをつくり出すと言えるのだろうかという素朴な疑問を私は最初持ったのです。

事前説明でやり取りさせていただいたときには、色などにも配慮してあって、落ち着いたまちの景観をつくっているというところもいいのではないかというお話もあって、確かにそういう意味では配慮も感じられるのですが、だとすると、そういう街並みに溶け込んだ色彩になっているとか、そういう部分をキャプションに上げて、北欧風のデザインとか、そういうのがいい街並みをつくり出しているというのは、何か街並みと言えるのかというところが、やや好みの問題も入ってくるので、キャプションのつけ方を少し考えていただけるといいかなと思いました。

○石川委員 これは市民から出たのでしたっけ。

○上林委員 これは個人のおうちなのですか。

○藤山委員 個人のおうちでしたよね。

○上林委員 個人のおうちで、この方が自分のおうちをこのように出されているということは、何か承諾とか得ているのですかね。人によっては、自分のうちがこのように出されてしまっていて、目立ってしまうから防犯上怖いとかと思ったりするかもしれない。

○藤山委員 それと、これが北欧風なのかというところも。もしかしたら御本人も何？ と思うかもしれない。

○後藤会長 今2点指摘がありましたけれども、いかがでしょうか。

○事務局（熊代課長補佐） こちらの三角屋根の家ですけれども、市民検讨会の中で市民の方が見つけてくださった1つの景観ということで取り上げさせていただいております。こちらのおうちについては、個人の住宅というところもありますので、もちろん許可をいただいて掲載させていただいております。

今、北欧風のデザインという表現の御指摘をいただきましたが、ここの三角

屋根の家を取り上げさせていただいているのは、ここのおうち周りが樹木で囲まれていて、緑の中に1つあるおうち、色味を含めて、この地域では特徴のある景観という形で取り上げさせていただいていますが、北欧風のデザインという表記を含めて、書き方は工夫、検討をさせていただきます。

○後藤会長 「北欧風のデザインと」という表現は削除してもいいかもしれない。このお宅に限らず、幾つか住宅も上がっていたと思いますが、掲載許可は取られているという認識でよろしいですね。

○寺田課長 はい、そのとおりです。

○後藤会長 それは安心しました。

○杉山委員 私、このページの場所があまり分からないので、よく見ていなかったのが正直なところなのですが、鉄塔と送電線というのが挙げられているのですが、これは景観としていいのという大変ですが、割と鉄塔をやめてくださいというのも多いのですよね。色屋？なので、鉄塔の色なども山の緑に合わせて調整しているところも、千葉県とか埼玉とかあるのです。これはそんなことを考えていないし、下手すると、鉄塔って危険だから赤白で塗ってしまう場合もありますし、だから、ここの特徴として、こんなビジュアルで挙げたりするのはなぜ？ 調布市さんのお考えって何？ と、よく分からないのです。

○石川委員 これは多分、子どもだと思います。子どもアンケート。

○杉山委員 でも、子どもにそれをいいね、いいねと教えるの？

○石川委員 子どもアンケートで、ここの特徴ということで挙がってきていて、広い場所で鉄塔と電線が印象的だと。

○杉山委員 目立ちますということですね。

○石川委員 良い悪いの議論はあるかもしれないけれども、ここの特徴としてこれがないものとして扱われるのではなく、載っているのは個人的にはいいと思います。

○椎原副会長 何か子どもたちの原風景みたいになっているのですかね。

○石川委員 既にそうだと思います。

○藤山委員 原風景といたらそうかもしれませんね。

○石川委員 だから、資源図は、市としてこうあったほうがいいみたいなも

のを示したほうがいいのか、それとも市民の人が、これをここの地域の景観の特徴だと思っていますというのを載せているのかという話だと思うのです。

○杉山委員　でも、文章的には全て景観づくりを推進しますみたいなことを書かれていて、例えば歴史的なというので、浅間神社なども書かれているけれども、それは写真の中では取り上げられていない。子どもたちのアンケートを基に作成していますというのは書かれていて、この辺はそうなんだねと。だけれども、それをまちづくり方針（案）の眺望や空の広がりを生かした景観づくりを推進しますという今後についても、もっと送電線をいっぱいにしようということなのかという感じもしなくはない。今はこういう地域なのだなと。広々としているのでしょうか？　そういうので送ってきているのだなとは思いますが。

○寺田課長　そういう意味では、柴崎駅とかもそうなのですけども、これから連立していく状況の中で、例えば駅前に八百屋さんがあったりするのですが、事実として、あるものについて今回まず載せているという状況です。景観としては今後変わっていくだろうということもあるので、これをこのまま残すことがいいということで今回この資源図を作っているわけではなくて、状況としてこういうものがあります、でも、景観は変わっていくものなので、目標に応じて変わっていくというイメージの中で、事実として今あるものを載せている。では、今後なくなっていくものを載せておいていいのかという議論は、内部でもあったのですけれども、そういう状況もあるのですが、少なくとも子どもも含めて市民の人たちが今あるものを見て、ここにあるよねというものが資源になっているという意味を含めて今回これを作っている状況ですので、これを残したほうがいいという意図で作っているわけではないです。

○後藤会長　個々の要素の美醜を論じているのではなくて、この地域を構成している要素の特徴的なものをここで幾つか挙げていただいているということだと思うのです。それらが集まってこの地域をつくっているので、一個一個ピックアップされたものの美醜をここで論じる必要はないのだと思います。

ですから、今回の小・中学生アンケートを景観計画に活かすという極めてチャレンジングな取組をやっているのだと思うけれども、そういう過程で私たちが見落としてしまいがちなその地区を構成している要素をすくい上げる1つの

やり方を試してみているということだと思います。

○杉山委員　でも、これは空地や広場などが、この付近は建物がなくて広いのですよね。ということなのでしょう。そっちのほうメインで、だから送電線と鉄塔があるねと入ってくるわけですよね。だから、地形とか地区の広がりみたいなことがこういうのを目立たせていますよねみたいな、文章の書き方なども……

○後藤会長　文章の書きぶりはありますね。

○杉山委員　だから、ちょっと広がりを感じる地区ですね、だから鉄塔や送電線が気持ちよく見えますとか、何かそういう表現にしてもいい。これを選んだ理由みたいなのが、鉄塔カッコいいよねとか、そういうことではなくて、やはり広がり。どちらかと言うと、そういうビジネスビルが建て込んでとか、そういうことではないのだとか、ほかのところも市内の農地はとかと書かれていたり、この辺は植物多様性センターですか、間々自然とか。自由広場のところの写真などもドッグランなどがあって、自由に過ごせる。だから、そのようなことを表現の中心にさせていただくと、そこが上の眺望や空の広がりを生かした景観づくりというのにつながりやすいのかなと思ったり、ちょっとその辺の表現は工夫していただいてもいいのかなと。参加した人がみんな、いいよね、いいよねということで選ばれているのか、特徴的だよね、この地域の特徴がすごく分かるよねという結果だったのか、ちょっとその辺私は分からないので、選び方にしても、皆さんの御意見の出方にしても、この文章自体を選んだ人が書いているわけではないですよね。だから、ちょっとその辺は地域の……

○石川委員　基本的に、いいと思うが入っています。

○杉山委員　基本的にいいと思うものが入っているのですか。

○石川委員　そうです。みんなが、ここの地域の特徴で、私好きみたいなものが基本的には入っていて、好きではないけれども、ここの地域を象徴しているというものも入っているかもしれない。

○杉山委員　それで、みんなが手を挙げて、良いですねと賛成しているの？

○石川委員　参加した人が持ってきたものと、それから子どもアンケートで入ってきているものがあります。

○杉山委員　子どもアンケートも写真が来ているのですか。

○石川委員 写真はないです。

○杉山委員 ないですよ。

○石川委員 子どもアンケートに関しては。子どもアンケートの記述に合わせてコンサルが写真を撮りに行っているのではないかと。

○杉山委員 子どもアンケートの参考は、書類はあったのでしたっけ。

○石川委員 景観資源図の趣旨はどこかにあるのでしたっけ。景観資源図とはこういうもので、それが今回ここに入っていますよという説明があれば、今の話はそんなに混乱しないと思うのです。確かに読む人によっては、調布市はオフィシャルに送電、鉄塔が立っている風景をいいものとして称揚しているのかと突っ込まれる可能性がないわけではないと思う。だけれども、ここは高架下の公園が楽しいみたいなものが入ってきているのも景観資源図のいいところだと私は思うので、景観資源図は、市民の人や子どもたちが、地元の地域の景観の特徴を現在つくっている要素を挙げている。ここに挙がっているものが全部これから守っていくべき、目標になるべき景観というわけではないという感じのことが一言あってもいいのかもしれないですね。

○後藤会長 69、70ページ辺りにそれは加筆したほうがいいかもしれないですね。

○石川委員 写真一個一個をしつこく見ていくと、これは本当に褒めていいのかみたいなものが出てくると思うのだけれども、私個人的には、ここに鉄塔が入っているのはすごくいいと思うのです。少なくとも鉄塔に気づいているわけだから。鉄塔がかっこいいという立場もあり得るわけだから、それはいいと思うのだけれども。

○椎原副会長 景観資源図を作られた経緯としては、市民の方、小・中学生が本当に率直に今暮らしている地域の特徴的なものを挙げてきたことでできているのですけれども、第一小学校の景観特性と景観まちづくり方針（案）とセットであるなら、景観まちづくり方針（案）のこうあるべきみたいなものの説明みたいに景観資源図を見てほしいように見えてしまうのです。なので、景観まちづくり方針（案）とか景観特性と同じぐらいの大きさに、市民の作った景観まちづくり方針図みたいなものがあって、景観まちづくり方針図とはこういうものというのが70、71ページぐらいにあれば。この見開きがすばらしいが

ゆえに、どうしても景観まちづくり方針（案）の説明の図みたいに見えるのですよね。

なので、景観資源図は景観資源図で、各ページの下に小さく「景観資源図は、景観まちづくり市民検討会での検討と小・中学生へのアンケートを基に作成しています」と注釈が入っているのですけれども、その意味するところをちゃんとどこかに詳しく書いて、これは景観資源図 2026 とか、今年の景観資源図です、この時点でのまちの人たちが把握した地域の特徴みたいな、そういう見せ方でもいいのかなと思います。何か方針案とかに引っ張られて見られてしまうのが、お互いの良さを相殺してしまうと誤解を生みそうでもったいないと思います。

○後藤会長 分かりました。そんなに分量は多くなくていいのだけれども、景観資源図とは何ぞやというのを 69 か 70 ページに 3 行ぐらい入れていただく。あと、今回、景観資源として取り上げた㊦と書いてある写真の上のキャプションは、もう一度チェックをしてください。㊦でないのは前回から載っているということですよね。ありがとうございます。

時間が大分たってしまいましたけれども、そろそろよろしいでしょうか。

○藤山委員 1 点だけ気がついた点で、これは修正すればいいだけだと思うのですが、71 ページの資源図で、調布駅のところのぼっぽみちというのでしたっけ、あそこのところに、裏のページ、第二小学校とかだと、国領から調布駅まで茶色い丸のドットのラインが入っているのですが、第一小学校のところは入っていないので……

○後藤会長 鉄道の表記の仕方が違うと。

○藤山委員 鉄道というか、多分この……

○後藤会長 ぼっぽみちの表記の仕方が。

○藤山委員 ぼっぽみちをいい景観として茶色い丸で落とされているのだと思うのですが。

○後藤会長 第二小学校のように第一小学校の図にも書きなさいということですね。

○藤山委員 そうです。こういう道路のところの表記の仕方が、ややまちまちな感じがするので、もう一回、全体的にチェックしていただけるといいかな

と思いました。

○後藤会長　この黒のドットは……

○寺田課長　地下に入る区域です。

○後藤会長　地下？

○藤山委員　太い破線は地下化しているところという意味ですか。

○寺田課長　そうです。71ページの左のほうには、私鉄の線に途中から変わっていると思うのですけれども、破線は、そこまでは地下に入っているというラインです。

○後藤会長　そうではなくて、茶色のドット。

○寺田課長　茶色のドットは、確かにおっしゃるとおり、ちょうふぼっぽみちという案内がここに 있습니다。

○後藤会長　第一小学校や天神通りについていますよね。第二小学校は、ちょうふぼっぽみちについているのだけれども、凡例には茶色のドットが何も書かれていません。

○寺田課長　ちょうふぼっぽみちという御案内の中で、それはどこになりますよというところが72ページ、ちょうふぼっぽみちの案内としてはこの部分です。71ページは、ちょうふぼっぽみちの辺りが、もともと写真とかもないので、ここに出てきていなかったのですけれども、おっしゃるとおり、ちょうふぼっぽみちとして入れるというのはあると思うので、そこは表記の仕方かなと。それはどこですかというところを見せるための線という。

○藤山委員　連続しているので点々ぐらゐは入れてもらうというのと、同じ話として武蔵境通りも、ほかのところだとずっと点々が入っているのだけれども、ここは点々が入っていない。

○寺田課長　例えば線を入れたときに、その線は何ですかというのが分からなくなってしまうので、今入っていない状況なのです。それを入れてしまうと、また全部ここに注釈というか、物を書かなければいけないので、それが必要であればそうするのですが、なかなかそこまで。ちょっとごちゃついてしまうかなと。

○藤山委員　ごちゃごちゃするから入れていないという話ですか。

○寺田課長　ええ。

○石川委員 これは景観的に重要な通りみたいな感じですか。

○寺田課長 いや、これは写真と注釈があるのですけれども、71ページですが、そこに対応する例えば天神通りはどこですかというのがこの点線なので。

○石川委員 そうすることなのですか。

○寺田課長 そうです。

○藤山委員 写真に対応して入れてあるだけだと。

○寺田課長 写真に対応した場所がどこの通りというのを案内しているので、裏側もちょうふぽっぽみちを案内しているので、ちょうふぽっぽみちはどこですよというところで。道路の場合は点線でしか書けなかったのも、逆に丸とかという形にできないので、そういう。

○椎原副会長 では、凡例に現れてくるものではないということですね。

○寺田課長 そうですね。逆に場所がどこですよと表すためのものということとです。

○藤山委員 一応示しているだけだと。

○石川委員 下に地図があるから、引き出し線で示すだけでもよさそうだけれども。範囲を示したいのか。

○寺田課長 そうですね。何々通りがどこまでですというのが分かるように。

○石川委員 なるほど。何かすごく意味ありげな記号に見えてしまう。

○藤山委員 あったりなかったりするのが気になるのですよね。

○後藤会長 よろしいでしょうか。一応、今回はこの審議会として諮問案に対して議決をする必要がございます。調布市景観計画に対して賛成される委員は挙手をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。満場一致ということで了承をいただきました。

なお、答申書につきましては、事務局より作成していただきます。

続きまして、報告案件が2件ございます。報告1につきまして、事務局より御説明をお願いします。

○小笠原主任 では、引き続き報告1について説明させていただきたいと思っております。

まずは、計画の了承ありがとうございます。それに付随するものとして、今、

表紙案をこのように考えていますので、配付をさせていただいております。こちらは本日でなくても大丈夫ですので、来週金曜までをめどとして御意見をいただければと思います。

続きまして、もう一つ、計画改定に引っ張られて修正をしなければならないのがガイドライン等になります。景観計画を改定するところで地区の追加ですとか無彩色の明記ですとか、景観形成基準に新規のものが入っていますので、そちらの反映などを行うという趣旨になっております。

主な修正点につきましては、概要なのですが、改定に伴う手引き・解説・ガイドラインの主な修正の資料のとおりですが、少しガイドラインの中を見ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、ガイドラインからになりますけれども、色彩編を出していただければと思います。ガイドライン色彩編の9ページになります。

このガイドラインにとどまらず、届出の手引きですとか景観形成基準の解説等の位置づけが書いてあります。景観計画にひもづくものとして設定されてございます。この各手引き、ガイドラインにつきましては、ホームページにおいて公開されておりまして、事業者参照していただくとともに、事務局としても事業者案内を行う際に使うものになります。それぞれの作成に当たりましては、過去の景観審議会での議論したものでありまして、主要なところは変更していないと申し添えておきます。

まず、この色彩のガイドラインにつきましては、色彩の基礎知識ですとか活用した景観づくり、また、基準色と推奨色の内容などについて掲載してございます。

変更点につきましては23ページを御覧ください。地区の図になりますので、こちらなどが変更されております。

28ページを御覧いただければと思います。修正点が分かりやすいように赤字で残してございます。無彩色が表の下に追加されていると思います。このように計画とひもづけて修正をしてございます。

なお、この色彩のガイドラインですけれども、現在、空白のある箇所があります。景観アドバイザーによくいただくような、例えば明度差が4以上あるとコントラストが強過ぎるですとか、そういった助言についてコラム的に追加で

きないかと考えております。こちらにつきましては、また景観アドバイザーの先生の御意見をいただきながら、細部をつくり上げたいと考えております。

続きまして、屋外広告物編を御覧いただければと思います。景観形成ガイドライン屋外広告物編ですけれども、こちらについては屋外広告物に関する配慮事項ですとか、東京都屋外広告物条例に基づく許可制度の流れについて示すものとなっております。

主な変更点につきましては、42ページを御覧いただければと思います。例えば、今回、駅の景観形成の目標の記述変更などがございますので、そういった反映がなされているほか、59ページを御覧いただければと思います。59ページ、60ページがフローになりますけれども、関連する窓口について修正を加えてございます。

また、続きまして、緑の景観づくり国分寺崖線編のガイドラインになります。こちらはほかのより薄いガイドラインになりますが、対象としては、主に宅地造成や建築に係る事業者を想定しておりまして、相談に来た事業者に対して窓口で唯一配布を行っているガイドラインでございます。

変更につきましては、一番最後の面で、補助制度の変更などがありましたので、そちらの修正をかけてございます。

ガイドラインのもう一つ、身近な景観づくり編につきましては、市民の手による景観づくりを啓発するものになりますけれども、こちらは基本的には変更ございません。

続きまして、景観形成基準の解説と届出の手引きについてですけれども、届出の手引きにつきましては、計画の第Ⅲ部の内容に合わせて変更を行っております。各地区の変更ですとか、地図で17ページなど、もうちょっと前にもありますけれども、この辺の修正をきちっと加えているところ。

あと、フローにつきましては56ページ以降に入っております。各段階でより詳細なフローで、実際の運用と併せて修正をかけてございます。

最後に、景観形成基準の解説を御覧いただければと思います。こちらでも計画の第Ⅲ部における各地区の景観形成基準を詳細に解説するものとなっております。

例えば建築物についてですが、14ページ、15ページを開いて御覧いただ

ければと思います。赤字が今回、中間取りまとめ以前から御審議いただきながら加えられている景観形成基準となっております。こちらについて新たに解説を加えるものが、それ以降に加わってございます。

例えば22ページを御覧ください。水と農における配置について解説している部分になります。

また、30ページを御覧いただければと思います。形態・意匠の追加部分ですけれども、調布駅前広場における調和ですとか下の文節に関しての表記、解説を加えてございます。

また、31ページの右上については、素材による反射に関する解説となっております。

そして、34ページを御覧いただければと思います。こちらは公開空地・外構・緑化などに関するところですが、照明に関する記載がございます。ただし、こちらについては今後の市民検討会の取りまとめによって、またバージョンアップがかかると考えてございます。こちらは、まず水辺に関する照明の使い方について。

そして、37ページを御覧いただければと思います。上は、重点地区における過度な照明の抑制について。

そして、次のページを開いていただければと思いますけれども、下がその他の地区における過度な光の抑制についてですが、その右の39ページについては、また水辺に関する照明の使い方を記載してございます。

駆け足ですが、修正点については赤字で残しておりますので、また御確認の上、御意見等をいただければと思います。特に最初の表紙案と景観形成基準の解説の表現については、新規の部分になってくるかと思うので、本日は、ちょっと時間がなくなってまいりましたけれども、次週金曜日をめどとして、会議の後も御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここの説明は以上となります。

○**後藤会長** ありがとうございます。御意見があれば、金曜日までに事務局へお寄せくださいということでした。よろしいでしょうか。

それでは、報告第2号に移りたいと思います。事務局より御説明をお願いします。

○小笠原主任 では、最後の議題となります。報告第2号、景観まちづくりの取組の資料をお取り出しいただければと思います。

まず、昨年度の取組について御説明をさせていただきます。2ページを御覧ください。景観法に基づく7年度の届出状況になっております。平成26年度から令和7年度までの届出件数をまとめたものになっています。一番右の列が実届出件数になっておりまして、経年で見ることができますけれども、平成30年度までは30件から40件ございましたが、コロナ禍を挟んで減少しまして、令和5年度、6年度は再度増加したものの、令和7年度については23件とコロナ禍並みの件数となっております。ただし、内訳として、左側ですけれども、建築物の新築や増築、色彩変更や開発行為につきましては、近年と同程度の推移となっております。

続いて、3ページを御覧いただければと思います。令和7年度届出件数23件につきましてプロットしたものになっております。右上の凡例のとおり、建築物を丸、そして、それ以外についてを四角としてございます。色で行為の別を示しておりますけれども、組み合わせさせた記号につきましては、同一の届出において複数の行為が該当したところを表現してございます。

また、届出規模が異なりますので、重点地区とその他の地区につきましては一概に比較はできないのですけれども、国分寺崖線における件数と推進地区では、道沿いの件数が多くなっているのが見てとれるかと思います。

その次のページにつきましては、プロット図に付属する参考表となっております。地区をベースとした届出のカウントとなっております。同じ届出の基準となる景観形成推進地区以下については単純比較ができる内容になっていると思います。

5ページを御覧ください。市民検討会の活動記録として発行しております、ちょうふ景観だよりについてですが、70号まで発行しているということを御報告させていただきます。

また、6ページにつきましては、第4期市民検討会、資源図について検討してまいりましたけれども、その開催状況の紹介。そして7ページにつきましては、今年度第5期市民検討会の開催予定になっております。フィールドワークを交えながら、調布らしい夜間景観について検討していければと考えてござい

ます。

その第1回の中身につきましては、9ページを御覧いただければと思います。当日の内容が入っておりますけれども、さきの23日に開催いたしまして、照明デザイナーの長町志穂さんを講師としてお招きさせていただきました。石川先生と共に公開講座として開催したときの様子でございます。

このお話の中で先生が、帰る頃には、みんなすぐに夜間照明について見るができるようになりますという御発言の下、参加者それぞれが景観資源を照らす照明の色温度と鉛直面、グレアといった重要な要素を認識することができて、今後の検討につながるような講座になったかと思っております。アンケートにつきましても、軒並み高い評価を得ることができた講座でございました。この気づきを生かして、今後の市民検討会を進めてまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。石川委員から何か補足ございますか。

○石川委員 最後に報告いただいた長町先生をお迎えした公開講座、とても良かったです。御自身でもおっしゃっていましたが、まちづくりまで踏み込んでいる照明デザインはなかなか少なく、もう1か月前だったのですが、駄目もとでメールで打診をしてみたら、たまたま予定が合いまして、最初はリモートという話だったのに、その後、予定もあっていらしてくださって、大変良かったです。

照明は景観をつくるものではなくて引き出すものだ。景観の良さは市民があらかじめ知っているから、それをどのように引っ張り出すかが重要なのだとか、あと、LEDの発達と普及によって、やれることはどんどん増えてきていて、今が旬だというお話とか、いろいろな話が出て、聞いている市民の皆さんも目が輝いていてとても良かったです。

終わってから、うちの研究室の学生たちと杉山委員も御一緒してくださって食事会をしたりして、それもうちの学生たちに大変よくて、長町さんをお迎えできてよかったと思います。それから、最後の質疑応答でも、暗さが調布の良さでもあるのではみたいな面白い意見も出たりして、これからの夜間景観について考えるととても大きなヒントをいただいたと思っています。今アンケートがすごくよかったというお話を聞いて、よかったなと思いました。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございます。お疲れさまでした。

そのほか、報告2について何か御意見、御質問ございますか。どうぞ。

○杉山委員 ちょっとだけ。意見というよりもお願い事なのですが、調布の色彩がありますよね。この印刷の色なのですが、全部Y Rに見えるのです。もうちょっと黄色っぽくというか、カラー印刷がすごく難しいのはよく承知していますけれども、ちょっと御検討というか、業者さんとか印刷屋さんのほうで調整というかお願い。ずっと全部そうなのです。なので、ちょっとそこだけは何とかお願いしたいなと。難しいのは承知しているのですが、本当にそこはお願いしたいというのが1つ。

もう一つ、屋外広告のほうなのだけれども、J I Sの安全色は掲載できないのですか。色弱の人が見えやすい黄色とか、昔の安全色とちょっとシフトしているのですよね。意外とそれって世の中の皆さんに知られていないのだと思って、J I Sは掲載するとお金がかかるのかな。ちょっとその辺は分からないのですが、それも御検討いただくといいかなというところでございます。その2つです。

○後藤会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会の議事は全て終了いたしました。事務局にお戻します。連絡事項をお願いします。

○事務局（熊代課長補佐） 次回の予定について御報告させていただきます。

次回の景観審議会につきましては、年明けに開催を予定しております。日程の調整や、その他詳細につきましては、改めて御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、卓上の資料のうち、調布市景観計画、調布市都市計画マスタープランの冊子につきましては、お持ち帰りにならないようにお願いいたします。

以上でございます。

○後藤会長 本審議会の議事録につきましては、署名委員を輪番制で指名しておりますが、今回は藤山委員にお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これをもちまして令和8年度第1回調布市景観審議会を終了いたします。ど

うもありがとうございました。

——了——